

## 平成 28 年度 第 2 回滋賀県立図書館協議会議事録

- 1 日 時：平成 28 年(2016 年)11 月 16 日(水) 10:00～12:00
- 2 会 場：県立図書館 大会議室
- 3 出席者：委員 ※五十音順、() 内は選出分野  
遠藤恵子(家庭教育)、大木文雄(公募)、小笠原美和子(公募)、  
小野田文雄(学校教育)、神部純一(社会教育)、酒井道(学識経験者)、  
三田村悦子(社会教育)、森川裕子(家庭教育)、安原千佳世(学校教育)、  
山本昭和(学識経験者)  
県教育委員会事務局生涯学習課  
大西良子(課長)、近藤淑恵(主幹)、高田裕文(主査)  
県立図書館  
國松完二(館長)、  
梅景重利(調査協力課長)、梅山淑子(調査協力課専門員)、  
岡田知己(サービス課長)、村田恵美(サービス課専門員)  
事務局  
谷山友彦(副館長)、古西貴志(主任主査)  
傍聴者  
0 名
- 4 議 題：  
会長、副会長選出  
県立図書館のあり方  
(1) 今後のスケジュールおよび意見聴取方法  
(2) 各委員意見表明

<議事録(要約)>

### 1 開会・挨拶

生涯学習課長：

平素から本県の子ども読書活動の推進をはじめ、当県の生涯学習の振興に様々な立場から御尽力を頂戴し、御礼申し上げます。また、大変忙しい中、県立図書館協議会の委員を引き受けいただき、重ねて御礼申し上げます。今日から任期は2年間であるが、どうかよろしくお願ひしたい。県立図書館では県の教育委員会とともに、「第2期教育振興基本計画」や「第3次県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書環境の整備並びに読書活動の推進を図るため、資料整備を進めるとともに、市町立図書館との連携体制の充実に努めているところである。知事も、図書館は「地域の知の拠点」とし、県立図書館をはじめ県下の公共図書館に大いに期待を寄せているところである。今期、委員をお引き受けいただいた皆様には、本日の議題でもある「県立図書館のあり方」の策定を中心に、議論いただくと聞いている。引き続き、県立図書館が公共図書館のネットワークの要としての役割を十分に果たすためにも、皆様からの忌憚のない意見を頂きたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

館長：

このたびは、第2期の図書館協議会の委員を大変お忙しい中、快くお引き受けいただき、御礼申し上げます。2年間よろしくお願ひしたい。県立図書館の協議会は、2年前にようやくできたばかりであり、9月から第2期となった。滋賀県は、市町の図書館が非常に

充実しており、19の市町に48の図書館があるが、すべての自治体に図書館協議会が設置されており、図書館運営に市町民の皆様の御意見を伺いながら当たっているところである。滋賀県は、県を含め20の自治体すべてに図書館協議会が設置されており、これは全国で滋賀県だけである。もともと滋賀県は、図書館後進県であったが、県立図書館を作るときにあわせて市町図書館の整備も行い、この30年間、様々な形で市町への働きかけを続けながら、図書館整備を続けてきた。行政だけでなく、それぞれの市町の市民の皆様から意見をいただきながら図書館運営を続けていくためには必要であるということで、市町が図書館を作るよう県から働きかける際には、図書館協議会の設置も同時に働きかけてきた。

これまで県では、市町図書館の運営が第一だということで、県立図書館は黒子として、市町立図書館のバックアップ体制を行ってきた。その一つとして資料整備に重点を置き、資料に基づき市町図書館を支援してきた。これは、県立図書館の一つのビジネスモデルとなり、全国でも多くの県が同じような運営方法をとるようになった。そういった状況の中で、これまで、県としてどういった方向で運営をしていくのか、特段あり方といったものは作っていなかったが、これから財政状況が厳しく行政の動きも流動的な中で、県立図書館がどういう方向で図書館運営をしていくかについて、先を見越したあり方を作っていくことがベターだということで、今回検討を始めたところである。

本来、図書館協議会の役割は、日常の館の運営について県民の立場利用者の立場から意見をいただくということが本旨だが、文部科学省告示の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の中において示されたように、日常的な運営だけでなく、図書館の将来的なあり方についても、積極的に意見具申をこの2年間お願いしたい。皆様からの御意見を基に、最終的には教育委員会の中でまとめていきたいと考えているので、よろしく御審議のほどお願いしたい。

## 2 議題

### 【会長、副会長選出】

事務局：

続いて、会長・副会長の選出を行いたい。「滋賀県立図書館設置及び管理に関する条例」第4条では、「協議会に会長および副会長をおき、会員の互選によって定める」と規定がある。いかがだろうか。

委員：

事務局から提案はあるか。

事務局：

事務局としては、会長には、図書館学に関する著書も多く、大学で教鞭をとられ、図書館全般に幅広く研究をしておられる山本委員に、第1期に引き続きお願いしたい。副会長には、長浜市家庭教育チーム「えがお」として地域で行政機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートされると同時に、親として、認定こども園や小学校のボランティアにも積極的に関わっておられる森川委員にお願いしたい。いかがだろうか。

事務局：

御異議がないようなので、山本委員には会長を、森川委員には副会長をお願いすることとする。それでは、以後の進行は山本会長にお願いすることとしたい。

会長：

承認いただき、感謝する。第1期に引き続き会長の任にあたるので、よろしくお願ひしたい。それでは議事を進めてまいりたいと思う。

本日の進行について、まず、事務局からの資料説明だが、本日は、限られた時間の中で意見を伺うため、一部を除き行わないこととしたい。協議の中で、資料に不明な点があれば、その都度、事務局へ確認いただきたい。次に議事の時間配分だが、「県立図書館のあり方（今後のスケジュールおよび意見聴取方法）」、それから、「県立図書館の在り方（各委員意見表明）」の2つの議題について、それぞれ、30分、60分程度で、協議を進めたい。

それでは、議題「県立図書館のあり方（今後のスケジュールおよび意見聴取方法）」を進めていきたい。事務局から説明をお願いしたい。

### 【県立図書館のあり方（今後のスケジュールおよび意見聴取方法）】

（事務局説明：資料1）

会長：

少しわかりにくいかもしれないが、資料1のスケジュール表の「あり方検討委員会」の隣が「図書館協議会」となっており、私たち委員に関しては、2列目が関係してくる。今後の図書館協議会の開催予定をどう考えているか。

事務局：

平成29年4月下旬～5月に、「原案意見照会」とあるが、ここでの開催を予定している。それまでは、書面等で御意見をいただきたいと考えている。

会長：

了解した。このスケジュールについて御質問・御提案があればお願ひしたい。

委員：

全国的な趨勢であるとか、世界的な図書館の在り方の調査や資料はいかがだろうか。

館長：

全国の都道府県立の動向は、あり方や基本計画づくりの進み具合も含めて把握済みのものもあるし、各種サービスのとりまとめもさせていただきたいと思う。世界的な観点については焦点をお絞りにいただければ可能かと。都道府県レベルについては、皆様に早めにお知らせさせていただきたい。

委員：

意見徴収の11月に読書関係者意見聴取とあるが、どういったところで意見聴取を行うのか。

事務局：

生涯学習課主催の「子ども読書学習講座」の1つの読書ボランティア養成講座の場でお越しいただいた市町図書館でボランティアをされている方々に対し、県立に対する御意見をお聞きしたいと考えている。11月26日に予定されている。もう一つが学校図書館を中心とした、ボランティアや教員、司書など、学校図書館にかかわる方々を対象とした学校図書館と公共図書館の実践報告をお願ひする「学校・図書館・ボランティアを結ぶ実践発表会」報告の場でもお願ひする予定をしている。こちらは、12月6日に実施予定。

委員：

経済団体との意見交換について、これからの人口減少・高齢者社会の中でニーズが高くなると予想される医療福祉関係者の意見も聴取していただきたい。

館長：

経済団体については9月に実施済みで、当館では、今年度資料整備として次世代の研究者育成のために理工系資料の収集を行っているところだが、資料の活用のお願いと取り組み紹介、意見交換を行ってきた。委員から御指摘いただいたとおり、他分野についても同様に、意見をまとめていきたい。

会長：

また次回、経済団体等との意見交換がある場合には、福祉関係についての意見聴取も積極的にお願いしたい。ほかにいかがだろうか。県立図書館と学校図書館の関わりについてはいかがか。

委員：

非常にありがたい。もし必要であれば、11月24日に、石部中学校で県の「学校図書館研究集会中学校会場」、11月29日に三雲東小学校で「学校図書館研究集会小学校会場」、12月7日に高等学校の研究会を開催するので、そういった場面もアンケートの場として活用可能であると考えます。

委員：

市民レベル・学校レベル・経済団体等各方面への意見聴取を進めておられるが、そのまとめ方、世界的な動向は大げさにしても、図書館学の専門家の方の知見やリーダーシップをどう入れるか、まさに山本会長がどうされるかによるかと思うが、ボトムアップ的なプロセスでやりましょうというのはこれでよいと思うが、10年というところで、我々利用者からすれば現実の問題については提起できるが、将来予測をしながらでは難しい。山本会長のけん引についてはどのようにしていただけるのか。

会長：

私も含め、皆さんの意見を聞くことであり方の方針が作られるということなので、積極的に意見交換を行っていきたい。

委員：

アンケートの中で出てこない、今後こういう流れになる可能性があるという点については山本会長に説明をお願いしたい。

委員：

スケジュールそのものについて、先ほどの事務局の説明では4月～5月にかけて実施とあったが、学校関係者はその時期は怒涛の忙しさでそのあとは各種の会議がほぼ毎週入るので、可能であれば5月後半くらいにお願いしたい。

事務局：

みなさまのスケジュールをお伺いしながら日程を調整したいと考える。

委員：

スケジュールの市町立図書館要望取りまとめはいつされたのか？

事務局：

県への要望活動をそれに代えている。

委員：

市町立図書館利用者アンケートはすべての市町立図書館が対象か。

事務局：

協力を依頼し、受けていただいた中で、湖南地域。湖北地域、湖西地域、湖東地域と地域的に偏らないような図書館を選出した。

会長：

市町立図書館の利用者からの意見なので、市町立図書館からの意見は聴取しないのか。

事務局：

知事、教育長への要望活動を滋賀県下全ての市町立図書館が加盟している滋賀県公共図書館協議会で行っており、その中で市町立図書館の意見は聴取していると考えている。今年度については資料費と人材育成についての意見を頂いたので、要望を行った。

委員：

知事への要望をまとめたということか。

事務局：

公共図書館からの要望について、県への要望は集約しているが、別途話もしているし、今後も協議会内で理事会も行っていく予定である。その中でももう少しまとめることを前提とした要望は取り上げていき、意見としていきたい。現時点では、要望時の意見を、市町立図書館からの意見としている。

委員：

アンケートの中で集計分析結果を4、5月の会議でお伺いするかと思うが、時代はどんどん進んでいる。利用者の現状から出てくる意見・要望も大切だが、先を見据えた滋賀県の県立図書館のコンピュータの導入のように、将来を見越したアンケートの項目を備えている必要があるのではないかと。備えていないのなら今からでも加えていただきたい。

会長：

データ分析は1月までにやった調査の分析ということか？これから聴取する予定があるということか。

事務局：

12月までに徴取できる限り聴取し、分析したいと考える。

委員：

図書館に理解がある・要望がある方の意見は聴取できるが、図書館を利用しない層への働き掛けは。その人たちの足が向くような調査はされているのか。

事務局：

県政モニターアンケートは、県の県政モニターとして登録されている方を対象としており、非利用者も3分の1程度含まれている。その方について本の入手方法や図書館への思いもお伺いしたところ。

【県立図書館のあり方（各委員意見表明）】

会長：

それでは、「県立図書館の休館日の在り方（各委員意見表明）」に移る。資料2、3について事務局より説明をお願いしたい。

（事務局説明：資料2、3）

会長：

ただいまの事務局からの説明を踏まえ、御質問、御意見等をお願いしたい。

委員：

県政モニター334人とは、どのような人が選出されているのか。

事務局：

滋賀県広報課が県政について県民の御意見を伺うために登録制度を設けており、それを活用した。

委員：

あらかじめ県政モニターをしたいという人が登録しているということか。

生涯学習課長：

図書館だけでなく、毎月1回県政全般についてお聞きしており、たまたま図書館についてもお聞きしたということである。いわゆる県政に御関心のある方ということになる。

会長：

資料2について、検討項目が4つ挙げられているが、この検討項目について、御質問御意見等あれば、お願いしたい。

委員：

資料2の検討項目内に「資料整備の拡充」と「市町立図書館支援の充実」とある。資料3の県立図書館のアンケートでは1位は資料整備、市町立図書館のアンケートでは1位は市町への支援となっている。資料整備と市町への支援は区別されているが、県立図書館の資料を整えること＝市町への支援となるのではないか。資料整備と市町への支援の区別について知りたい。

事務局：

県立図書館はたくさん本があり、それを借りることができるという認知と、県立に来なくても市町立図書館からでも借りることができるという制度の周知を改めて行いたい。また、今後県立来館者を増やす方向で検討するのか、市町立図書館への利用を促す方向で検討するのかについてもお聞きできればとの思いから、項目を分けた。

委員：

了解した。各市町立図書館を通して県立図書館の本を借りることができるのは、当たり前だと思っていたので確認した。

事務局：

この制度の認知度についても今後の検討課題となると考える。

会長：

これは、資料がたくさんそろっていても、知ってもらうための広報やそれを運ぶシステムが機能していないということでは。申し込みが大変であるなど、資料整備だけでなく、仕組みも含めた支援のあり方ということになるかと思う。他はいかがだろうか。

委員：

資料2の市町図書館への支援について、学校図書館への支援も入れていただきたい。今、県立図書館が中心となって小中学校のリニューアル事業を行っているが、学校図書館に対し、かたくなに団体貸出しを拒む市町立図書館もあるので、学校図書館に本を貸出ししていただけるよう働きかけをしていただくとともに、県立図書館も今も貸出しをしているかとは思いますが、遠方だとなかなか足を運べないので、非来館者サービスに対し具体的な案があるわけではないが、県立図書館に来なくても県立図書館の本が読める仕組みを考えていただければと思う。物流については近隣の市町立図書館までは受け取りに行くことは専門の職員がいれば可能だが、小中学校には専門の職員が派遣されていても月に2時間程度しか各学校にいない非正規職員となっている自治体もあるので、学校司書の全校配置についても訴えていただきたい。

また、学校図書館のリニューアル事業であるが、事業の概要について、ペラ1枚のPDFが出てくるだけで実績報告などは掲載されていない。お金も人手もかかっている事業だと聞いているので、成果は県立図書館か県生涯学習課のホームページなどで広く県民に発信することを考えていただきたい。

会長：

学校図書館への支援という点について、県立図書館はどのようにお考えか。県立図書館が主体なのか、市町立図書館が主体となり、県立図書館は働きかけを行っていくのか。

館長：

学校図書館への支援は線引きが難しく、もともと滋賀県が公共図書館の整備を始めた時に、基本的には学校図書館への支援は市町立図書館の仕事という位置づけでやってきた。そのため、県立図書館は団体貸出しを行っていない。団体貸出しへの働きかけという御意見もあったが、県立図書館は市町立図書館に強制はできない。図書館サービスをどうするかという中での、各市町立図書館の選択だと思う。あり方の中で、学校図書館への県の関わりは難しく、図書館学上は市町立図書館の仕事と位置付けられている。こういったものへの県立図書館のかかわりは難しいので、皆さんの意見を聞きながらまとめる必要がある。

これは私見であるが、子どもの読書推進に係る法律ができ、県が子どもの読書推進計画を策定しなければならなかったことから、県立図書館・市町立図書館・学校図書館の関係が難しくなったように思う。市町も県も策定しなければならず、この中で、学校図書館関係についても、関わりを持たざるを得ないようになった。他県では県立学校の学校図書館のみ県立図書館が支援するということもあるようだが、滋賀県はかなり線を引いてサービスをしてきた。学校図書館とはネットワークそのものを持ってこなかったということは、検討課題であるかと思う。

生涯学習課長：

なぜ今あり方検討をするのかということ考えた時に、なぜこれほどの多彩な有識者の皆様にお集まりいただいたのかということ考えると、それが1つの課題であるという様に浮き上がってきているのであれば、このあり方検討を課題にしっかりと考えていきたいと思っている。また、県民がどう考えているかということも必要になってくる。もう少し大きな意味で子ども読書活動も含めて、県立図書館がどのように関わっていけるのかという

ことについて、御意見を頂ければと思っている。ただ、検討した結果として、できるできないはあるので、何ができるのかについても、しっかり議論していかねばならない。

委員：

やはり 35 年間の総括として、先に館長が発言されたように、学校図書館についていままではこうだったという経緯もあるが、学習指導要領も変わってきているし、学校の中での図書館の活用が叫ばれるようになってきている。その中で学校図書館の蔵書だけでは対応できないので、このあたりについては、次の 10 年に向けてのあり方検討について、検討の中には加えていただきたい。またネットワークについてだが、県立学校の学校図書館間での横断検索をするシステムを教育委員会で検討していただいている。予算さえあれば可能であるが、予算がつかない。県民への公開は検討中だが、それがあれば県立図書館を含めた公共図書館・学校図書館での相互貸借も将来的にはやっていけると考えている。学校図書館は限られた年齢を対象としているので、中高一貫校に限って言っても、県立図書館に蔵書のない本も持っていたりする。県立図書館が収集の対象にしていないものも持っている。ラノベなんかも出版件数が多いので、公共図書館だけでは対応が難しいものも県立学校は持っていたりする。こういったものを活用すれば、滋賀県の図書館環境はよくなると思う。滋賀県の図書館レベルは高いので、もっと小さいうちから図書館教育を行い、滋賀県が名実ともに図書館県として誇れるようになるよう、県立図書館のあり方を考えていただければと思う。

委員：

司書については、学校図書館において、とても大切だと思うが、自治体によっても学校によっても格差がある。学校司書の確保は県教育委員会として、長期的にどのような考えているのかお聞かせいただきたい。

生涯学習課長：

教職員の配置については市町が行うため、県が配置の指示は出せない。ただ、市町への配置への働きかけについては行っており、配置率は今年で約 6 割、常勤ではないところもあるが進んでいる。

委員：

教育委員会として全校配置を考えておられるのであれば、その予算を求めていくことが大切ではないか。現状、学校司書配置の予算は、継続的に予算がついている状態になく不安定であり、司書がいなくなる可能性が常にある。司書がいないと教諭では手が回らず、学校図書館の整備は、一過性のものに過ぎなくなる。

館長：

学校図書館法が改正され、滋賀県でも学校図書館司書の配置が進み始めている。法律上は事務職員であり、必置ではない。交付税措置もされているが、これまで十分に各自自治体が使えていなかったが、ようやく進み始めている。愛荘町とか日野町とか東近江市とか、公共図書館の枠で職員を雇っている自治体もある。数年前まで、学校司書の配置は、滋賀県は全国で最低の状況で、今もそんなに変わらない。しかし各市町は、学校司書が配置された学校については、公共図書館で司書の連絡会等、フォローしている。子どもたちへのサービスについて、市町としては注視して考えていかないといけないし、学校図書館そのものへの支援もされているが、自治体によって凸凹が大きい。また、採用する側からいうと、人がいないという状況が出てきており、司書資格在りを前提としているが、パートタイムでも見つからない。養成する機関が県内にないので、人材確保についても、あり方に

書くかは別として、公共図書館としても学校司書の配置は大切だと思っているので働きかけは続けていきたい。

生涯学習課長：

市町への働きかけについて、県教教育委員会からも配置をされるように依頼しており、配置率は今年で約6割、常勤ではないところもあるが進んでいる。

会長：

今回は県立図書館のあり方検討なので、県立図書館として何ができるのか、県政全体ということは難しいと思う。

委員：

先ほどの館長の発言について1点訂正させていただきたい。高校については最近非正規が増えてきているが、10年ほど前までは全校に正規の学校司書が配置されていたので、高校という点については、全国でも有数の先進県であった。

館長：

存じている。しかし、小中校合わせると全国最低となるので、申し上げたところである。

委員：

参考資料室の資料の拝見にあたり、職員の方に地図を調べていただき、県立に無かったので、引き下がって帰ったが、その後調べたところ、県内の大学図書館にあった。県立図書館の資料室で「それならここにあるかもしれません。」等の情報や検索ツールなどを考えていただきたい。

館長：

御指摘いただいた内容は、本来業務であるレファレンスサービスの中の一環である。所蔵していない資料について、所蔵しているところの情報提供等を行うことも、図書館として当然の業務であるので、できていなかったことは大変申し訳なく思う。

会長：

そういったサービスの充実というのも盛り込む必要があると感じる。他の御意見等お願いしたい。

委員：

県立図書館と市町立図書館との役割分担をどのように考えるかが、その根底にあると考える。前提としてそこを明確にしていくことが第一段階、そのうえで県立図書館が何をできるのかを考えていくときに、今の県立図書館の立地を考えると、大津市民・草津市民が9割となっており、これの解決方法は難しい。しかし、県立図書館は県民共有の財産であり、一部の市町民のみが利用できるという環境は、何らかの形で解決改善をしていかないといけないとなると、一つは紙・電子媒体のハイブリット化、今後10年先を考えるのであれば、その可能性についても議論し、公平なアクセスについて考えることが議論の柱になるのでは。

もう一つはホームページの充実である。これで良しではなく、よりホームページを充実させ、県立図書館から市町立図書館を通じて借りることはできるけれども、できる限り、手続きを簡潔化するためにどうしたらよいのか、より多くの人たちが気軽に本を遠方であっても借りる手続きを進めていくのか、そのあたりが県立図書館の県立図書館のあり方の

柱。2つ目がちょうど今出ましたけれども、これだけ専門の司書が充実している図書館はなかなかない。どんどん司書の配置は削減されていく傾向にある中で、何とかこの体制の維持のために、司書の必要性を認知させるのか、理解してもらうのかはレファレンスサービスの充実だと思う。きちっとした司書がきちっとした研修を受けた上で配置されているので県立図書館に行けばちゃんとした資料を教えてくれる、助言をしてくれる体制を作ることによって司書の必要性・重要性をアピールできる。司書職を持った人材がいけないとできないことということの認知を得るには県民にレファレンスサービスを周知し、充実させる工夫をし、図書館評価の項目として位置付けるべき。貸出数や利用者数だけでなく、レファレンスの利用や満足、活用が図書館の評価にしていかなければならない。そのことを含めレファレンスサービスをどうするかは検討すべき。さらに課題解決支援への対応、特色を出し地域の課題解決に役立つ図書館のあり方が必ず図書館でやっていかなければならない柱で、例えば滋賀県としては、学校支援なのか地場産業の振興なのか、ビジネス支援なのか医療福祉なのか、環境なのか、県立図書館としての特色を出すことで、今まで図書館を利用しなかった層の開拓につながるかもしれないし、そのあたりの柱をしっかりと位置付けて皆さんで議論して検討いただくこと方向性が見えてくるのではと思う。

委員：

資料整備の拡充について、課題解決に、直接結びつくレファレンスについても特出しして計画することをアピールした方がよいのでは。また、市町立図書館への支援についても、市町立図書館が学校図書館を支援し、足りないものを県立図書館が助けてくれるというようなことを考えてはどうか。

さらに、先日の近畿公共図書館協議会研究集会でも話題になった子どもの貧困について、講師が「貧困家庭の子どもたちが行く場所がない、部活も塾にも行けないので、図書館がそういう場になるんじゃないか」という御提案をされた。そういう子の居場所にもなりえるので、図書館の役割も盛り込めたらなと思った。

委員：

市町の図書館でできること、県立図書館でできることがあると思う。司書のレファレンスも大切で専門性を生かすためにも、滋賀県の県立図書館でないとできないことをやっていただきたい。滋賀県は日本の中央にあり、歴史・文化・産業・経済においても滋賀県は名前より中身の方がトップクラス。歴史にしても京都や奈良はもちろんのこと、それを支えてきたのは近江である。経済についても近江商人が支えてきた。滋賀県は様々な財産を持っているので、図書館の中で、国の図書館の次の位置づけにしていただけるように持って行っていただけるように司書さんの研鑽を積んで頂きたい。

委員：

三日月知事の「図書館は知の拠点」ということに関連して、文化ゾーン内には美術館、埋蔵文化財センターがあり、少し離れると琵琶湖博物館がある。それらに交わるような資料を展示するなどはどうか。かつて湖南市ではロビーコンサートもやっていたように、本以外の楽しみ、わくわく感を出せば利用者も増えてくるのではないかと思う。

また、学校図書館についてだが、県立図書館だから支援を控えないといけないところもあるかと思うが、将来の図書館ユーザーを育てようと思うと、小さいときに図書館の魅力を記憶にとどめるような取り組みがあってもよいかなと思うし、そういった活動を推進していただきたい。

委員：

神奈川県立図書館職員にお伺いしたところ、神奈川県立図書館の市町立図書館向け

のホームページには、学校図書館司書が入れる掲示板があり、学校図書館、図書館司書ともに自由に書き込んだり、自館で解決できないことを書き込み、他館の司書にアドバイスをもらうなどをされていると聞いた。このような取り組みを滋賀県でもあればよいと思う。

委員：

直接ここに来られた方は資料整備の実感はわくかと思うが、来ない人はイメージがわからないのではないか。愛知県の場合にもあるように、「県内の隅々にもサービスを届けます」といった形で、県立図書館を身近に感じられることをアピールしなければいけない、県民に愛されないと予算も維持できない。アンケートにも PR・広報下手とあったので、この点に力を入れてはどうか。

委員：

私自身、家からここまですごく遠かった。全県的な来館を希望するなら何か仕掛けが必要。遠方からの来館を希望するなら、「夏休み文化ゾーン子ども探検隊」のような子ども向けイベントについて、遠方の子どもの参加しやすいよう、例えば長浜駅集合・解散で企画したり、地元の市町の図書館に来館している子どもに対して、県立図書館もあって利用できるんだよということを伝えることができれば、子どもさんからその親御さんたちへ来館を働きかけてもらうことができるのでは。また、例えば市町の図書館に、県立図書館のコーナーなどを作っていただき、県立図書館とのつながりを、市町の図書館を利用していらっしゃる方々にもわかっていただくような場を作っていただくと、県立図書館をより身近に感じることができるのではないか。

委員：

1つは資料整備が第1で、紙媒体で結構なので、資料をできるだけ集め、いい形でやっていただくことは死守していただきたい。資料の保管閲覧について、電子媒体を使うことは個人的になかなか悩ましい。PDFファイルについても、始まって20年、電子化をPDFでやっても50年後にはPDFが使える保証はない。著作権や電子化に関する費用などのバランスをとる中で難しいのでは。

レファレンスサービスについても、ネットワーク解析という、インターネットだけでなく物のつながりの中での関連性について、理工系で言うと物理・化学・生物といったところに本棚が分かれているが、その間に生物関係のことが含まれている物理の本はどれかといったようなところの書籍間の情報の連携の取り方ということもあるし、それがレファレンスサービスにつながるのではないかと思う。

会長：

滋賀県は全国的に有名な図書館で、ここで作るあり方は他県の見本となるようなものであって欲しい。その時には、県立図書館の基本である「資料収集」と「市町村支援」という2つの柱を使った1本筋の通った基本的なものを考えていただきたい。

会長：

予定の時間も超過しているので、本日はこれで終了としたい。長時間にわたる議論に感謝する。これで平成28年度第2回滋賀県立図書館協議会を終了する。

事務局：

次回の協議会は、平成29年5月後半を中心に、事務局から、あらためて連絡し、調整を図らせていただきたい。合わせて、3月まで書面で御意見等をお伺いすることが多々あるかと思うので、その点についてもどうぞよろしくお願ひしたい。